

准看護師が看護師の受験資格を得るための 「2年課程通信制」養成所の早期開設を求める意見書

国民が望む質の高い医療の提供に資するため、就業経験10年以上の准看護師が看護師の資格を得るための教育の拡大を目的とした2年課程通信制が、平成16年4月からスタートした。この制度は、看護職者の資質向上を図り、安心・安全の医療・看護を確立する方策の一つとして実施されたものである。

2年課程通信制を受講するためには養成所での受講が必要であるが、沖縄県では、開設に向けた計画がいまだに示されていない状況にあり、准看護師免許を与え、准看護師に地域医療を担わせてきた県の責任が問われている。

本県には、約4,800人の准看護師が就労しているが、県などの調査によると、受講対象者の約7割の方が、2年課程通信制の受講を希望していると言われていた。こうした受講を希望する准看護師の熱意に応えるためにも、また、看護のレベルアップのためにも、早急に養成所の設置が求められている。

本県は離島県であるがゆえに、現に就業している准看護師が、受講のために他府県の養成所へ通うことは、経済的にも物理的にも極めて困難である。

よって、当市議会は、県に対し、准看護師が看護師の受験資格を得るための2年課程通信制の養成所を早期に開設していただくよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）12月6日

那覇市議会

あて先 沖縄県知事

かがみをつけて 沖縄県議会議長